手数料規定　Ver,1.08

平成１７年４月１日　制定
平成２６年４月１日　最終改正
有限会社タンチョウコーポレーション

弊社が徴収する手数料は、以下のとおりとします。

１　総則

・　「消費税等相当額」とは、消費税法第２条第１項第９号に規定する課税資産の譲渡等につき課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する金額をいう。
・　金額は、特に指定のあるものを除き消費税等相当額を含まない金額です。
・　本規定とは別に個別の規定にて手数料が定められている場合は、その規定に別段の定めがある場合を除き、個別の規定を優先する。

２　国土交通大臣の告示が定められている事項（売買、交換、貸借（駐車場を除く新規契約））

その告示の限度額とする。

２－２　駐車場の新規の賃貸借契約時の媒介報酬

貸主又は借主から賃料の１月分＋消費税等相当額を徴収する。又は双方から合計で賃料の１月分＋消費税等相当額を徴収する。

３　更新の賃貸借契約時の媒介報酬（更新手数料）

貸主又は借主から賃料の１月分＋消費税等相当額を徴収する。又は双方から合計で賃料の１月分＋消費税等相当額を徴収する。

３－２　造作譲渡の媒介報酬

依頼者（本項では貸主及び借主又は旧借主及び新借主を指す。）の一方につき、それぞれ、当該造作譲渡に係る代金の額（当該造作譲渡に係る消費税等相当額を含まないものとする。）を次の表の左欄に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た金額を合計した金額（以下本項において「本手数料」とする。）とする。

ただし、本手数料の額が 10,000 円を下回る場合は、本手数料の額は 10,000 円とする。

200 万円以下の金額	100 分の 5
200 万円を超え 400 万円以下の金額	100 分の 4
400 万円を超える金額	100 分の 3

＊　対象物件が賃貸であり、かつ、用途が店舗又は事務所となっている場合に適用する。

＊　造作とは、本物件内の壁・床・天井などの仕上げ及び装飾並びに本物件内に付帯されている設備をいう。ただし、本建物の構造耐力上主要な部分又は本建物の雨水の浸入を防止する部分を除く。

４　印刷手数料

単色刷（白黒）で、用紙の種類が普通紙の場合	10 円／枚 ただし、１人が１日に１０枚以内の印刷である場合は 10 円／枚（税込）
多色刷（カラー）で、用紙の種類が普通紙で、用紙の大きさが日本工業規格Ｂ４以内の場合	50 円／枚 ただし、１人が１日に１０枚以内の印刷である場合は 50 円／枚（税込）
多色刷（カラー）で、用紙の種類が普通紙で、用紙の大きさが日本工業規格Ａ３以上の場合	80 円／枚 ただし、１人が１日に１０枚以内の印刷である場合は 80 円／枚（税込）
単色刷（白黒）で、用紙の種類が普通紙以外の場合	100 円／枚
多色刷（カラー）で、用紙の種類が普通紙以外の場合	300 円／枚

＊　１枚の両面を複写した場合の写しの作成に要する費用の額については、２枚として算出する。

＊　賃料等の滞納者へ督促をする場合及びそれ以外の債務者へ督促をする場合に督促状等を印刷する場合は、１枚につき２枚として算出する。

＊　賃料等の滞納者へ督促をする場合及びそれ以外の債務者へ督促をする場合に内容証明郵便を印刷する場合は、１枚につき３枚として算出し、多色刷（カラー）の印刷とみなす。

＊　物件案内に関する場合は無償とする。

＊　本規定及び他の規定に別途印刷手数料の定めがある場合は、それに従うものとする。

５　出張手数料

基本料金 2,000 円に移動距離（片道で計算する。以下同様。）が 50ｋｍ以内毎にⒶ1,000 円（車で移動する場合は、2,000 円）を加算する。

計算方法

①　移動距離（ｋｍ）÷50ｋｍ＝距離毎加算倍数（小数点以下切り上げ）	
②　（（2,000 円）＋Ⓐ（1,000 円）×距離毎加算倍数）×1＋消費税等相当額の税率＝出張手数料	

・　交通費（往復）及び宿泊費は実費を請求する。（なるべく安い手段を利用すること。）
・　車で移動する場合は、Ⓐの金額を（2,000 円）とする。
・　移動距離の始点は弊社事務所本店とする。
・　移動距離の計算方法は、交通機関が営業キロ等を時刻表等にて公表している場合は、その距離にて計算する。それ以外の場合は、地図等を利用して計算する。

＊　本規定及び他の規定に別途出張手数料の定めがある場合は、それに従うものとする。

6　使用承諾書交付手数料

3,000 円／通

ただし、賃料等の滞納者が交付請求する場合は、9,000 円／通とする。

＊　印刷手数料は無償とする。

＊　「使用承諾書」は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する許可の申請の際に使用する「営業所の使用について権原を有することを疎明する書類」及び古物（こぶつ）営業法に規定する許可の申請の際に使用する「当該場所を古物営業の営業所として使用承諾している旨の内容の書面」である。

＊　賃貸借契約更新後の契約の状態が法定更新である者には交付しない。

7　保管場所使用承諾証明書交付手数料（車庫証明手数料）

2,000 円／通

ただし、賃料等の滞納者が交付請求する場合は、6,000 円／通とする。

＊　印刷手数料は無償とする。

＊　賃貸借契約更新後の契約の状態が法定更新である者には交付しない。

8　賃借権証明書交付手数料

3,000 円／通（物件種類が駐車場の場合は、2,000 円／通）

ただし、賃料等の滞納者が交付請求する場合は、9,000 円／通（物件種類が駐車場の場合は、6,000 円／通）とする。

＊　印刷手数料は無償とする。

＊　「賃借権証明書」とは、使用承諾書及び保管場所使用承諾証明書に該当しないもので、借主が賃貸借契約により賃借権を有する物件であることを貸主又は弊社が証明する書類をいう。

＊　賃貸借契約更新後の契約の状態が法定更新である者には交付しない。

８－２　賃料等完納証明書交付手数料

300 円／通（以下この項において「基準額」という。）

ただし、以下の事項に該当する場合は、以下の金額を適用する。複数該当する場合は、基準額に加算される金額をすべて適用する。

・　交付請求をした者が対象物件を退去した日から 3 月以上経過している場合は、基準額に 200 円／通を加算する。

・　交付請求をした者が、退去時に賃貸借契約を更新しており、賃貸借契約更新後の契約の状態が法定更新である場合は、基準額に 700 円／通を加算する。

＊　「賃料等完納証明書」とは、賃料、管理費及び共益費（以下本項において「賃料等」という。）の滞納がなく完納済みであることを貸主又は管理会社が証明する書類をいう。

＊　本証明書は賃料等の滞納がなく完納済みである者にのみ交付する。

９　電話等通信手数料

弊社がお客様にご連絡をした場合に徴収します。

固定電話へ連絡	発信地から同一県内へ連絡	300 円／10 分
	発信地から県外へ連絡	800 円／10 分
	発信地から国外へ連絡	4,000 円／10 分
無線電話へ連絡	発信地から国内の無線電話へ連絡	1,000 円／10 分
	発信地から国外の無線電話へ連絡	5,000 円／10 分
ポケットベルへ連絡		1,000 円／回

＊　ポケットベル以外は、10 分単位の徴収です。分単位の徴収は行いません。

＊　「電話等」とは、固定電話（加入電話、ISDN、CATV 電話、IP 電話、光ケーブルを利用した電話等をいう。）、無線電話（携帯電話、自動車電話、PHS 等をいう。）及びポケットベルをいう。

＊　相手が直接電話等に出ず、留守番電話等の音声を録音できる機能がある場合に弊社がメッセージ等を録音した場合は徴収する。

＊　本手数料は、次の場合のみに徴収する。

・　賃料等の滞納者へ督促をする場合。

・　前号以外の債務者へ連絡をする場合。

・　不法行為者へ連絡をする場合。

・　弊社の「個人情報の保護に関する法律に基づく公表事項」に伴う開示等の求めに対する連絡及び回答をする場合。

・　賃貸借契約更新後の契約の状態が法定更新である場合。

・　その他個別の規定に定めがある場合。

１０　ファクス通信手数料

１枚 100 円。ただし、日本国外へのファクス通信は１枚 1,000 円とする。

＊　物件案内に関する場合は無償とする。ただし、日本国外へのファクス通信を除く。

１１　集金手数料

１回につき 2,000 円

ただし、賃料等の滞納者又は賃貸借契約更新後の契約の状態が法定更新である者が利用する場合は、１回につき 5,000 円とする。

１２　送金手数料

金融機関（ゆうちょ銀行を含む。）からの送金	３万円未満	800 円／回
	３万円以上	1,000 円／回
現金書留での送金（５０万円を超える現金書留での送金はできません。）（郵便料金込み。）	３万円未満	1,000 円／通
	３万円以上１０万円未満	1,200 円／通
	１０万円以上５０万円以内	1,800 円／通

１３　郵送手数料、宅配便手数料、電報手数料

第２種郵便物（郵便葉書）	郵便料金に 100 円／通を加算した金額
第１種郵便物で郵便書簡（ミニレター）	郵便料金に 200 円／通を加算した金額
第１種郵便物で重量 25 グラムまでの定形郵便物	郵便料金に 200 円／通を加算した金額
第１種郵便物で重量 50 グラムまでの定形郵便物	郵便料金に 200 円／通を加算した金額
上記以外の国内郵便、特殊取扱料金（速達、特定記録、簡易書留及び一般書留等。ただし、現金書留及び内容証明郵便を除く。）を必要とする通常郵便物、電報、ゆうメール、日本郵便株式会社以外のメール便	郵便料金、運賃、宅配料金及び電報料金に 300 円／通を加算した金額
現金書留	送金手数料を適用する。
内容証明郵便	郵便料金に 2,000 円／通を加算した金額
レターパックプラス、レターパックライト、ポスパケット	郵便料金及び運賃に 300 円／通を加算した金額
国際郵便、ゆうパック、日本郵便株式会社以外の宅配便	運賃及び宅配料金に 500 円／通を加算した金額

１４　内容証明郵便督促手数料

弁護士、司法書士、行政書士等に内容証明郵便の作成を依頼して発送した場合	郵便料金並びに弁護士費用、司法書士費用及び行政書士費用等に 30,000 円／通を加算した金額
弊社で内容証明郵便を作成して発送した場合	郵便料金に 10,000 円／通を加算した金額

＊　弊社で内容証明郵便を作成した場合は、別途印刷手数料を徴収する。

＊　内容証明郵便督促手数料を適用する場合は、郵送手数料を適用しない。

＊　賃料等の滞納者へ督促をする場合及びそれ以外の債務者へ督促をする場合のみ適用する。

１５　内容証明郵便相談等手数料

１回につき相談等の難易度により 5,000 円以上とする。（ただし、弊社では業として内容証明郵便の作成はしません。）

差出の代理（代行）を弊社にて行う場合は、別途郵送手数料を徴収する。

１６　写真撮影料

基本料金 1,000 円に写真１枚ごとに 200 円を加えた金額

＊　写真撮影の後に別途写真のプリント（印刷）を希望される場合は、印刷手数料が必要です。

１７　個人情報開示等手数料（個人情報手数料）

保有個人データの開示等を求められた場合に徴収する。（不開示の場合についても徴収します。）

区　　分	金額（1 件につき）
閲覧の場合	300 円
電磁的記録の閲覧の場合	300 円
写し（紙）の交付の場合（電磁的記録を紙に印刷し、交付する場合を含む。）	300 円に印刷手数料を加えて得た金額
電磁的記録を当該電磁的記録のまま電磁的記録媒体に写したものの交付の場合	300円に電磁的記録媒体一につき 100円を加えて得た金額（電磁的記録媒体は申請者にて用意すること。）

一　閲覧に引き続いて、当該閲覧に係る文書の写しを交付する場合においては、当該閲覧及び交付に係る手数料は、写しの交付の場合の手数料によるものとする。

二　1 枚の両面を複写した場合の写しの作成に要する費用の額については、2 枚として算出する。

三　「件数」とは、弊社の個人情報の保護に関する法律に基づく公表事項のⅣ開示の求めに応じる手続等に関する事項の内の１開示の求めの対象となる項目の事項毎をいう。

四　「電磁的記録媒体一」とは、開示の対象となった当該電磁的記録を同一の電磁的記録として写すために必要な電磁的記録媒体の個数又は枚数をいう。

五　開示等の求めに対する回答方法を郵送、電話等又はファクスで希望される場合は、それぞれ郵送手数料 200 円、電話等通信手数料（金額は連絡する電話の種類により異なります。）又はファクス通信手数料 80 円が必要です。

六　写し（紙）及び電磁的記録媒体を郵送での交付を希望される場合は、郵送手数料が必要です。(開示等の求めに対する回答方法を郵送による場合で、かつ、写し（紙）での交付を希望される方のこの項目の郵送手数料は無償とする。ただし、定形郵便物で送付できない場合は差額の手数料を徴収する。)（電磁的記録媒体は原則として全て特殊扱い（速達、簡易書留及び一般書留等）とする。）

＊計算方法

	閲覧の場合	電磁的記録の閲覧の場合	写し（紙）の交付の場合	電磁的記録を当該電磁的記録のまま電磁的記録媒体に写したものの交付の場合
共通	300円／件			
個別	―	―	10円／枚	100円／電磁的記録媒体一
Ａ　合計	300円	300円	310円	400円
Ｂ	開示等の求めに対する回答方法を郵送による場合　200円			
Ｃ	開示等の求めに対する回答方法を電話による場合 連絡する電話等の種類により異なりますので省略します。			
Ｄ	開示等の求めに対する回答方法をファクスによる場合（日本国内の場合）　100円			
Ｅ	写し（紙）及び電磁的記録媒体を郵送での交付を希望される場合			
	対象外です。		方法より異なりますので省略します。	
Ａ＋Ｂの合計	500円	500円	510円	600円
Ａ＋Ｃの合計	省略	省略	省略	省略
Ａ＋Ｄの合計	400円	400円	410円	500円
Ａ＋Ｅの合計	対象外です。		省略	省略
Ａ＋Ｂ＋Ｅの合計	対象外です。		省略	省略
Ａ＋Ｃ＋Ｅの合計	対象外です。		省略	省略
Ａ＋Ｄ＋Ｅの合計	対象外です。		省略	省略

・　印刷手数料について、保有個人データの開示等の件数が１件の場合ならば、ほとんどの場合は１枚で十分です。ただし、場合によっては２枚以上になる場合もございますので、ご心配な方は、事前に弊社までご連絡ください。

・　保有個人データの開示等の件数が２件以上の場合の印刷手数料は、件数分に相当する枚数分が必要です。（例、件数が２件→印刷手数料は、２枚×10 円／枚＝20 円です。）
・　保有個人データの開示等の件数が２件以上の場合の電磁的記録媒体による個別の手数料は、電磁的記録媒体が２以上にならない限り、100 円とする。

１８　書類提出代理（代行）手数料、書類交付申請代理（代行）手数料

各種団体が定める手数料に下記の料金を加算する。

提出及び申請する各種団体毎（建物毎）に基本料金 1,000 円に申請書類１通ごとに 200 円を加えた金額。

＊　弊社事務所本店から各種団体の事務所までの移動距離が片道 20ｋｍ以上の場合は、別途出張手数料を加算する。ただし、交通費（往復）は移動距離が片道 20ｋｍ未満であっても実費を請求する。（なるべく安い手段を利用すること。）
＊　申請する各種団体が１つの建物内に複数ある場合は、基本料金の追加料金は不要とする。

１９　賃料等分割払い手数料

１回につき 500 円

＊　「賃料等分割払い」とは毎月の賃料等を２回以上に分けて支払うことをいう。

２０　時間外手数料

１回につき 2,000 円

＊　「時間外」とは、弊社の営業時間外に対応することをいう。
＊　本手数料は、次の場合のみに徴収する。
・　賃料等の滞納者へ対応する場合。
・　前号以外の債務者へ対応する場合。
・　借主の故意・過失が原因で対応する場合。
・　不法行為者へ対応する場合。
・　弊社の「個人情報の保護に関する法律に基づく公表事項」に伴う開示等の求めに対する対応をする場合。
・　賃貸借契約更新後の契約の状態が法定更新である場合。
・　その他個別の規定に定めがある場合。

２１　賃貸借契約書内容変更手数料

事例	原因者（変更したいと申し出た者又は事例の原因となった者）	内容変更の方法	手数料支払者（手数料を支払う者）	金額
改称、住所変更	貸主	現在の契約書の変更箇所を訂正して行う。	貸主	2,000 円
	借主	現在の契約書の変更箇所を訂正して行う。	借主	2,000 円
入居者の変更	借主、同居者	弊社に届け出ることによって行う。ただし入居者の増加の場合は、上記に加えてその者の住民票を提出する。	―	無償
連絡先の変更、勤務先の変更	借主、同居者、連帯保証人	弊社に届け出ることによって行う。	―	無償
承継 （個人契約で相続等の場合）	貸主	現在の契約書の変更箇所を訂正して行う。	貸主	2,000 円
	借主	原則として現在の契約書の変更箇所を訂正して行う。ただし、承継人と連帯保証人との関係が不明確な場合は、契約書を新たに作成する。その際の賃貸借契約期間は前回と同様とする場合と、内容変更日から賃貸借期間を計算する場合とに分ける。	借主	現在の契約書を訂正する場合は 2,000 円 契約書を新たに作成し、賃貸借契約期間は前回と同様とする場合は 10,000 円 ただし、賃料が月額10,000 円未満の場合は賃料の 1 月分＋消費税相当額 契約書を新たに作成し、賃貸借契約期間は内容変更日から賃貸借期間を計算する場合は賃料の 1 月分＋消費税相当額
承継 （法人契約で合併等の場合）	貸主	契約書を新たに作成する。賃貸借期間は前回と同様とする場合。	貸主（存続する法人が支払う。）	10,000 円 ただし、賃料が月額10,000 円未満の場合は賃料の 1 月分＋消費税相当額
		契約書を新たに作成する。賃貸借期間は内容変更日から賃貸借期間を計算する場合。	貸主（存続する法人が支払う。）	賃料の 1 月分＋消費税相当額
	借主	契約書を新たに作成する。賃貸借期間は前回と同様とする場合。	借主（存続する法人が支払う。）	10,000 円 ただし、賃料が月額10,000 円未満の場合は賃料の 1 月分＋消費税相当額
		契約書を新たに作成する。賃貸借期間は内容変更日から賃貸借期間を計算する場合。	借主（存続する法人が支払う。）	賃料の 1 月分＋消費税相当額

事例	原因者（変更したいと申し出た者又は事例の原因となった者）	内容変更の方法	手数料支払者（手数料を支払う者）	金額
組織変更 （法人のみ対象。） （有限会社から株式会社への変更など）	貸主	原則として現在の契約書の変更箇所を訂正して行う。ただし、貸主が契約書を新たに作成してほしいと申し出た場合は、契約書を新たに作成する。その際の賃貸借契約期間は前回と同様とする場合と、内容変更日から賃貸借期間を計算する場合とに分ける。	貸主	現在の契約書を訂正する場合は 2,000 円 契約書を新たに作成し、賃貸借契約期間は前回と同様とする場合は 10,000 円 ただし、賃料が月額10,000 円未満の場合は賃料の 1 月分＋消費税相当額 契約書を新たに作成し、賃貸借契約期間は内容変更日から賃貸借期間を計算する場合は賃料の 1 月分＋消費税相当額
	借主	契約書を新たに作成する。賃貸借期間は前回と同様とする場合。	借主	10,000 円 ただし、賃料が月額10,000 円未満の場合は賃料の 1 月分＋消費税相当額
		契約書を新たに作成する。契約期間は内容変更日から賃貸借期間を計算する場合	借主	賃料の 1 月分＋消費税相当額
貸主の変更	貸主	契約書を新たに作成する。賃貸借期間は前回と同様とする場合。	旧貸主若しくは新借主又は双方	（10,000 円 ただし、賃料が月額10,000 円未満の場合は賃料の 1 月分＋消費税相当額
	貸主	契約書を新たに作成する。契約期間は内容変更日から賃貸借期間を計算する場合。	旧貸主若しくは新貸主又は双方	賃料の 1 月分＋消費税相当額
借主の変更（賃借権の譲渡）（ただし、借主の変更は、貸主及び弊社が旧借主及び新借主等の関係等を考慮し、承諾した場合のみ認める。）	借主	契約書を新たに作成する。賃貸借期間は前回と同様とする場合。	旧借主若しくは新借主又は双方	10,000 円 ただし、賃料が月額10,000 円未満の場合は賃料の 1 月分＋消費税相当額
	借主	契約書を新たに作成する。賃貸借期間は内容変更日から賃貸借期間を計算する場合。（この場合は、一旦旧賃貸借契約を解除し、新賃貸借契約を締結する。）	旧借主若しくは新借主又は双方	賃料の 1 月分＋消費税相当額

事例	原因者（変更したいと申し出た者又は事例の原因となった者）	内容変更の方法	手数料支払者（手数料を支払う者）	金額
連帯保証人の変更	貸主（貸主の自己都合により借主に対し、連帯保証人を変更してほしいと申し出た場合など）	契約書を新たに作成する。賃貸借期間は前回と同様とする場合。	貸主	10,000円 ただし、賃料が月額10,000円未満の場合は賃料の1月分＋消費税相当額
		契約書を新たに作成する。賃貸借期間は内容変更日から賃貸借期間を計算する場合。	貸主	賃料の1月分＋消費税相当額
	借主	契約書を新たに作成する。賃貸借期間は前回と同様とする場合。	借主	10,000円 ただし、賃料が月額10,000円未満の場合は賃料の1月分＋消費税相当額
		契約書を新たに作成する。賃貸借期間は内容変更日から賃貸借期間を計算する場合。	借主	賃料の1月分＋消費税相当額
	連帯保証人（連帯保証人として不適格と判断された場合や死亡した場合など）	契約書を新たに作成する。賃貸借期間は前回と同様とする場合。	借主	10,000円 ただし、賃料が月額10,000円未満の場合は賃料の1月分＋消費税相当額
		契約書を新たに作成する。賃貸借期間は内容変更日から賃貸借期間を計算する場合。	借主	賃料の1月分＋消費税相当額
ペット飼育の可否の変更 （物件種類が住戸のみ適用する。）	借主	契約書を新たに作成する。賃貸借期間は前回と同様とする場合。	借主	10,000円 ただし、賃料が月額10,000円未満の場合は賃料の1月分＋消費税相当額
		契約書を新たに作成する。賃貸借期間は内容変更日から賃貸借期間を計算する場合。	借主	賃料の1月分＋消費税相当額
	貸主	契約書を新たに作成する。賃貸借期間は前回と同様とする場合。	貸主	10,000円 ただし、賃料が月額10,000円未満の場合は賃料の1月分＋消費税相当額
		契約書を新たに作成する。賃貸借期間は内容変更日から賃貸借期間を計算する場合。	貸主	賃料の1月分＋消費税相当額

<table>
<tr><th>事例</th><th>原因者（変更したいと申し出た者又は事例の原因となった者）</th><th>内容変更の方法</th><th>手数料支払者（手数料を支払う者）</th><th>金額</th></tr>
<tr><td rowspan="10">上記以外の事例</td><td colspan="4">事例等を考慮し、現在の契約書の変更箇所を訂正して行うか、新たに契約書を作成するかを弊社が判定し決定する。取扱いは下記のとおりとする。</td></tr>
<tr><td>借主</td><td rowspan="3">現在の契約書の変更箇所を訂正して行う場合。</td><td>借主</td><td>2,000 円</td></tr>
<tr><td>貸主</td><td>貸主</td><td>2,000 円</td></tr>
<tr><td>連帯保証人</td><td>借主</td><td>2,000 円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">借主</td><td>契約書を新たに作成し、賃貸借期間は前回と同様とする場合。</td><td>借主</td><td>10,000 円
ただし、賃料が月額 10,000 円未満の場合は賃料の 1 月分＋消費税相当額</td></tr>
<tr><td>契約書を新たに作成し、賃貸借期間は内容変更日から賃貸借期間を計算する場合。</td><td>借主</td><td>賃料の 1 月分＋消費税相当額</td></tr>
<tr><td rowspan="2">貸主</td><td>契約書を新たに作成し、賃貸借期間は前回と同様とする場合。</td><td>貸主</td><td>10,000 円
ただし、賃料が月額 10,000 円未満の場合は賃料の 1 月分＋消費税相当額</td></tr>
<tr><td>契約書を新たに作成し、賃貸借期間は内容変更日から賃貸借期間を計算する場合。</td><td>貸主</td><td>賃料の 1 月分＋消費税相当額</td></tr>
<tr><td rowspan="2">連帯保証人</td><td>契約書を新たに作成し、賃貸借期間は前回と同様とする場合。</td><td>借主</td><td>10,000 円
ただし、賃料が月額 10,000 円未満の場合は賃料の 1 月分＋消費税相当額</td></tr>
<tr><td>契約書を新たに作成し、賃貸借期間は内容変更日から賃貸借期間を計算する場合。</td><td>借主</td><td>賃料の 1 月分＋消費税相当額</td></tr>
</table>

２２　契約書再発行手数料

売買の契約書は 20,000 円／通

賃貸借の契約書は 10,000 円／通

＊　印刷手数料は無償とする。

２３　契約書の写し交付手数料

売買の契約書の写しは 2,000 円／通

賃貸借の契約書の写しは 1,000 円／通

＊　印刷手数料は無償とする。

＊　賃貸借の契約書の写しの交付で、連帯保証人に渡す目的で交付する場合は、連帯保証人１人につき１通まで無償とする。ただし、以下の場合には適用しない。

・　借主が個人で、連帯保証人が借主の同居の親族である場合。

・　借主が法人で、連帯保証人が取締役若しくはその同居の親族又は執行役若しくはその同居の親族である場合。

＊　交付した契約書の写しの表紙には、右上に赤字で㊨と表示する。

２４　入居者専用受付電子メール利用手数料

弊社が指定する入居者専用受付電子メールアドレスにお客様が電子メールを送信した場合に徴収します。

１回利用するごとに 500 円

＊　本手数料は、次の場合のみに徴収する。

・　賃料等の滞納者が利用する場合。

・　賃貸借契約更新後の契約の状態が法定更新である場合。

２５　入居者専用夜間・休日受付電話利用手数料

弊社が指定する入居者専用夜間・休日受付電話にお客様が電話した場合に徴収します。

１回利用するごとに 1,000 円

＊　本手数料は、次の場合のみに徴収する。

・　賃料等の滞納者が利用する場合。

・　賃貸借契約更新後の契約の状態が法定更新である場合。

２６　手数料の減額又は免除について

上記の手数料徴収の対象になる事項であっても、弊社が必要と判断した場合は減額又は無償とすることができる。

手数料を減額又は無償にするかを判断する決定権は弊社が有する。

２７　手数料の不返還

既に徴収した手数料は、返還しません。

２８　手数料の改正について

諸法令の改正、事業者等の料金の改正及び弊社が必要と判断した場合は、手数料を改正、新たな手数料の新設及び廃止するものとします。その場合は、弊社ウェブサイト上にて公表します。

手数料の改正日以降は、改正後の「手数料規定」のみを適用します。

（沿革）

平成１７年　４月　１日	制定(Ver,1.0)（名称を「手数料一覧」とする。）
平成１７年　６月　１日	改正(Ver,1.01)
平成１７年１１月　１日	改正(Ver,1.02)（「手数料規定」に名称変更。）
平成１９年　１月　１日	改正(Ver,1.03)
平成１９年１０月　１日	改正(Ver,1.04)
平成２０年　９月　１日	改正(Ver,1.05)
平成２１年　８月　１日	改正(Ver,1.06)
平成２２年　４月　１日	改正(Ver,1.07)
平成２６年　４月　１日	改正(Ver,1.08)（消費税法等改正に伴う改正。）